

予防技術資格者認定交付式

令和3年6月1日に予防技術資格者に対し、認定証の交付式を実施しました。

消防署等に、建築物の大規模化・複雑化等に伴い高度化・専門化する予防業務を的確に行うため、火災の予防に関する高度な知識及び技術を有する「予防技術資格者」を配置することとされています。

予防技術資格者になるためには、「防火査察」「消防用設備等」「危険物」いずれかの「予防技術検定」に合格する必要があります。

今回は、防火査察6名、消防用設備1名及び危険物4名の合格者に当本部の予防技術者認定証とエンブレムが中谷消防長より授与されました。

中谷消防長からは、「管内に違反對象物の公表制度に該当する対象物がないのは、皆さんの地道な努力によるものである。今後ともスキルアップとコミュニケーション能力の向上を図り、あわせて後輩の育成にも努めてほしい。」と訓示されました。

認定者は、火災予防の専門員として自覚を持ち、管内の安全安心のため、違反処理や設備指導を適切に実施することに更に注力していくことを誓いあいました。



認定者



エンブレム